

令和5・6年度 入札(見積)参加資格審査申請書 提出要領

令和5・6年度の宇和島市水道局が発注する「物品・役務の調達等」(水道局が取り扱う特殊な物品や役務に対するもの)の契約に係る入札(見積)に参加する資格を得ようとする方は、下記により、関係書類を添えて申請してください。

受付期間 (定期受付)	「物品・役務の調達等」	令和5年1月5日(木)から令和5年2月28日(火)まで
	※ 受付期間前の提出は受け付けません。 ※ 受付期間後は随時受付を開始するまで提出は受け付けません。	
受付期間 (随時受付)	全区分共通	令和5年4月3日(月)から令和7年3月29日(金)まで
	※ 受付期間中のいつ提出しても、有効期間は令和7年3月31日(日)までとなります。	
提出方法	持参(執務時間中)又は郵送(当日消印有効)	
提出先	〒798-0027 愛媛県宇和島市柿原甲1950番地 宇和島市水道局 業務課総務係	
申請書宛名	宇和島市水道局 宇和島市長 岡原 文彰	
有効期間 (定期受付)	令和5年4月1日(土)から令和7年3月31日(日)まで	
有効期間 (随時受付)	名簿登載日(決裁後)から令和7年3月31日(日)まで	
問合せ先	業務課総務係 電話0895-22-5265(内線 4258)	

1 申請区分

物品・役務の 調達等	事務用品類、教材教具類、運動・遊具・楽器類、図書類、衣料・繊維類、医療用品類、検査測定用品類、印刷類、写真類、電気通信器具類、車輛・船舶類、機械器具類、木工品類、燃料・油脂類、保安用品類、貴金属類、日用雑貨類、化学製品類、農林水産品類、金属工業類、原材料類、看板類、選挙用物品類、その他(物品)、リース・レンタル、役務(業務)
---------------	---

2 業者区分

市内業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 宇和島市内に主たる営業所(本店または本社)を有する業者 ② 市税等の滞納がない者 ③ 物品関係においては、継続して(法人の場合は、設立・設置届後)1年以上の営業実績がある者 ④ 営業に関し、許可、認可、登録、届出等を必要とするものについては、これを得ている者
準市内業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 宇和島市内に事業所(支店・営業所等)を有し、当該事業所に委任をする市外業者 ② 宇和島市の法人市民税を納入し、かつ、その他市税を含み滞納がない者 ③ 当該事業所に職員が常駐し、常時連絡がとれる体制にあること(転送電話は認めない。) ④ 事業所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること ⑤ ①～④を全て満たしたうえで、事業所(支店・営業所等)を設置してから継続して1年以上の営業実績がある者
市外業者	宇和島市外にある本店・支店・営業所等で申請するもの

3 入札参加資格の登録事業所数

宇和島市水道局に登録できる事業所(本社・支店・営業所等)の数は1法人につき2事業所までとします。ただし2事業所登録する場合は、申請書を各々提出し、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

(例)「本社(松山)」では土木一式工事を登録し、「宇和島営業所」では建築一式工事を登録

事業者名	登録業種	契約締結等
〇〇〇〇〇株式会社(本社:松山)	土木一式工事	本社
〇〇〇〇〇株式会社 宇和島営業所	建築一式工事	宇和島営業所

※ 上記の例の場合、宇和島営業所では土木一式工事を申請することはできません。

※ 2事業所であれば、本社を除いた事業所のみ(例:宇和島営業所と高松営業所)の申請も可能です。

4 申請区分ごとの提出書類

ア. 注意事項

申請区分	業者区分	注意事項
全区分 共通	共通	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、特に定めのある場合を除いて申請日現在の内容で記入してください。 不備のある書類では受理できませんので、書類の不備及び添付書類の不足等にはご注意ください。 申請内容に虚偽の記載等があった場合は、参加資格を承認せず、又は参加資格を取り消すことがあります。 申請書提出後に内容等(添付書類を含む)に変更が生じた場合は、速やかに「入札参加資格申請書類に係る変更届」(及び関係書類)を提出してください。 複数の申請区分(「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「物品・役務の調達等」のいずれか2つ、または3つ全て)に申請する場合も、「全体共通様式」は申請区分ごとにそれぞれ原本が必要です。 その他の「添付書類」については、特に指定のない限り、写しの提出でかまいません。
物品・役務 の調達等	共通	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類に左綴じ用のパンチ穴(2穴)を開けてください。 社名を記載した封筒に入れて提出してください(ファイル綴じ不要。)

エ. 申請区分「物品・役務の調達等」の提出書類

《「物品・役務の調達等」提出書類一覧》

○:必須 △:該当者のみ要 ×:不要

提出書類	市内	準市内	市外
(1) 全体共通様式【共通-1~3】 《原本》 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(全体共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(2) 物品・役務共通様式【物品・役務-1~4】 ・「入札(見積)参加資格審査申請書(物品・役務共通様式) 記入要領」を参照。	○	○	○
(3) 納税証明書(未納がない旨の証明書・宇和島市が課税する全ての市税等) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 発行場所は、 宇和島市の税務課又は吉田支所、三間支所、津島支所の税務係 。 ・宇和島市が発行する「納税証明書(市税等の未納がないことの証明。金額ではなく「宇和島市税に未納がない。」と記載されたもの。)」 ※市税等の課税が無い場合 【法人】法人設立(設置)届出書の控えの写し 【個人】宇和島市が発行する「所得課税証明書」(発行日、発行場所は納税証明書と同じ。)	○	○	×
(4) 納税証明書(法人税(所得税)・消費税及び地方消費税) 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 ・主たる事務所等又は事業所等の所在地を管轄する 税務署 が発行する納税証明書 【法人】法人税、消費税及び地方消費税(様式:その3の3) 【個人】所得税、消費税及び地方消費税(様式:その3の2) ・新型コロナウイルス感染症を理由として、納税(徴収)猶予の措置を受けたものは、「納税の猶予許可通知書」の写し、又は「納税証明書(様式:その1)」でも可。ただし、納税(徴収)猶予期限が記載されており、申請日時時点で猶予期間中であることが確認できるものに限る。	○	○	○
(5) 履歴事項全部証明書等又は身分証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局が発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 【個人】本籍地の市区役所、町村役場が発行する「身分証明書」	○	○	○
(6) 印鑑登録証明書 《写し可》 ・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。 【法人】法務局発行 【個人】住所地の市区役所、町村役場発行	○	○	○
(7) 登録証明書・許可書等の写し ・(2)「物品・役務共通様式」の「11 資格等(営業に関する許可・認可・登録・届出等)」に記入したものについて、会社又は個人等が資格等を取得していることを証明する証明書等の写し。 ・同一の個人資格を有する者が複数在籍している場合、証明書等の写しは3名分程度(宇和島市発注の案件で担当になる可能性が高い者を優先)で可。	△	△	△
(8) 代理店・特約店の証明書等の写し ・メーカー等の代理店・特約店等であることを証明する証明書等の写し。	△	△	△
(9) 結果通知書送付用封筒 ・宛名を記入し84円切手を貼付した封筒(長形3号など)。 ・ 申請区分ごとに1枚ずつ必要。	○	○	×
(10) 受理票等送付用封筒又は受理票ハガキ ・申請書の受領確認を希望する場合のみ。 ・任意の受領票様式と、宛名を記入し必要額の切手を貼付した封筒のセットや、通信面に任意の受領票を記載し宛名を記入した官製ハガキなど。 ・ 市内・準市内業者で受領確認を希望する場合は、結果通知書送付用封筒とは別に必要。	△	△	△